



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年9月13日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	牛 島 方 子	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

令和4年5月6日、（株）大野組が羽島市から受注して施工する現場（羽島市正木町須賀本村地内）において、建設機械（ローラー）のオペレーターが運転席から離れる際、原動機を止め、かつ、走行ブレーキをかける等の逸走防止措置を講じず、車両前方にいた作業員が轢かれ、死亡する労働災害が発生した。

このことについて、労働安全衛生法違反により、令和5年5月3日に岐阜簡易裁判所から同社は罰金20万円、代表取締役は罰金30万円の略式命令を受けた。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第1第8号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

（株）大野組（本店：羽島市）

4 停止期間

令和5年9月14日から10月13日まで（1カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が**別表第1**又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2週間以上2カ月以内